

該事業年度の同法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前二項の規定は、所得税法第二十一條、第二十二條、第二十六條、第二十六條の二若しくは第二十九條又は法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書に前三項の規定により必要な経費又は損金に算入される金額についてのその算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。

第五條の六 法人税法第十七條第一項第二号に掲げるその他の法人に對しては、各事業年度の積立金に對する法人税を課さない。

第五條の七 法人税法第十七條第一項第二号に掲げる同族会社に對しては、同法第十七條の規定にかかわらず、各事業年度の積立金の金額のうち五十万円をこえる金額について、百分の五の税率により、各事業年度の積立金に對する法人税を課する。

第五條の八 金融機關が銀行等の債券発行等に関する法律第十三條第一項又は第十四條第一項の規定（第十七條第二項において準用する場合を含む。）により利益又は剰余金から優先株式又は優先出資に對する配当をしたときは、当該配当の金額は、法人税法による当該利益又は剰余金の生じた事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

附則
1 この法律は、昭和二十六年四月

一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法（以下「法」という。）第二條の二の規定は、昭和二十六年四月一日以後に支拂を受けるべき利子（無記名の公債及び社債の利子については、同日以後に支拂を受けた金額）及び利益について適用する。

3 法第五條第一項及び第四項（所得税に関する部分に限る。）の規定は、個人の昭和二十六年分の所得税から適用する。

4 法第五條の五第二項から第四項まで（法人税に関する部分に限る。）の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度分の所得に對する法人税から、法第五條の六及び第五條の七の規定は、法人の昭和二十六年四月二日以後開始する事業年度分の積立金に對する法人税から、法第五條の八の規定は、法人の昭和二十六年三月三十一日以後終了する事業年度分の所得に對する法人税から適用する。

5 この法律施行後法第五條の六の規定の適用を受ける法人が法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十九條の規定による申告書を政府に提出する場合において、同條に規定する前事業年度の法人税額のうち各事業年度の積立金に對する法人税額があるときは、前事業年度の法人税額から当該各事業年度の積立金に對する法人税額を控除した税額をもつて前事業年度の法人税額とする。

6 この法律施行の際、砂糖、糖蜜又は糖水（砂糖消費税法明治三十四年法律第十三号）第三條各号に掲げる砂糖、糖蜜又は糖水をいう。以下同じ。）の製造場及び保税地域以外の場所において、同一人が、この法律施行前に輸入（関税法（明治三十二年法律第六十一号）第四條の規定により外国とみなす地域からの輸入を含む。）した砂糖又はこれを原料として製造した砂糖、糖蜜若しくは糖水で改正前の租税特別措置法第十一條第一項又は第二項の規定により砂糖消費税を課せられなかつたもの

税額一万円をこえるとき
税額五万円をこえるとき
税額十万円をこえるとき
7 前項の規定に該當する者は、その所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に、その貯蔵場所の所轄税務署長（以下所轄税務署長という。）に申告しなければならない。

8 油糧砂糖配給公団が第六項の規定に該當する者である場合において所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同公団が所持する輸入砂糖等の貯蔵の場所からその輸入砂糖等を引き取るに當り引取人からその砂糖消費税を徴取することができ

9 油糧砂糖配給公団は、前項の承認を受けようとするときは、この法律施行後一月以内に、その旨並びにその所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署長に

（以下「輸入砂糖等」という。）を各種類を通じて合計二百斤以上所持する場合においては、その者が、この法律施行の日これを製造場から引き取つたものとみなして、砂糖消費税を課する。この場合において、その税額が一万円以下るときは、昭和二十六年四月三十日限り、一万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末限り徴収する。

昭和二十六年四月及び五月
同年四月から六月まで
同年四月から七月まで

提出しなければならない。
10 第八項の規定により所轄税務署長の承認を受けた輸入砂糖等を貯蔵の場所から引き取るうとする者は、その引き取るうとする輸入砂糖等の引取の日時、種類、種別、数量及び貯蔵の場所を記載した引取申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

11 第六項の規定に該當する者で、輸入砂糖等を砂糖消費税法第五條第一項に規定する目的のため又は同法第十一條第一項に規定する用に供するため所持するものが所轄税務署長の承認を受けた場合においては、その輸入砂糖等は、第六項の規定にかかわらず、当該承認を受けた時において同法第五條第一項又は第十一條第一項の規定による承認を受けて引き取つたものとみなす。

12 前項の承認を受けようとする者は、この法律施行後一月以内に、その旨並びにその所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量、用途及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。

は、この法律施行後一月以内に、その旨並びにその所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量、用途及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。

○西川政府委員 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
すでに先日、所得税法の一部を改正する法律案外六法律案の提案の際に申し上げました通り、朝鮮動乱後の国際情勢に對処いたしまして、早急にわが国の經濟の自立を達成するため、急速なる資本の蓄積が要望いたされまゝなるので、政府は税制上資本蓄積を促進するための各般の措置を講ずることいたしましたのでありまして、さきに提案いたしました所得税法及び相続税法を改正するほか、さらに租税特別措置法を改正することとし、ここにその改正案を提出いたすことと相なつた次第でございます。
以下本改正案の内容について申し上げます。まずこの際、銀行預金の増加をはかる等、貯蓄の一層の増進に資するため、預貯金及び公社債の利子等に對する所得税の課税にあたり、源泉徴収制度を認めまして、その税率を百分の五十といたしました。次に会社の社内留保を増加いたしました。自己資本の蓄積に資するため、積立金に對する百分の二の法人税の課税を廃止することといたしました。ただ同族会社に對しましては、五十万円を越ゆる留保金額に對する現行の百分の七の税率を、百分の五の税率に改めることといたした次第であります。

さらに、今後わが国が国際経済社会に参加して、経済の復興をはかつて行く上に緊要と認められる特定の機械設備または船舶等につきましては、取得後三年間は法定償却額の五割増の特別償却を行ひ得ることとして、これらの機械等の新規取得を容易ならしめることとしたしております。

また見返り資金で保有する銀行等の優先株式、または優先出資に対する配当につきましては、資金コストの低下に資するよう、所得の計算上これを損金に算入することとしたしました。

なお、従来輸入砂糖に対しましては、免稅措置を講じて参つたのでありますが、最近における砂糖の消費の実情に顧み、これを廃止することとしたのであります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを、切望してやまない次第でございます。

○夏期委員長 この際御報告いたしておきます。一昨十日の理事会におきまして、税関係法案の審査方針を協議いたしました。その結果お手元に配布いたしておきます審査日割表のごとく決定いたしましたので、御了承願います。

なお公聴会は、来る十七日土曜日の午前十時より開会の予定であります。が、公聴人の選定につきましては目下選考中でありますので、一兩日中に決定次第御報告いたします。

次にただいままで本委員会に付託になつております税制改革八法律案を一括議題といたしまして質疑に入りま

す。三宅君。

○三宅(剛)委員 私はただいま議題と

なりました所得税法の一部を改正する法律案外税に關します若干の質問を試みたいと思ふのでございます。毎国会同じような質問であります。が、国会が改まりましたことによりまして、やはり感想もあらためて申し上げるわけでありますから、どうぞその辺を御了解の上において、御答弁を願ひたいと思ふ次第でございます。

(委員長退席、小山委員長代理、理席)

まず第一に、前国会のことを申しませんが、前国会におきまして、所得税その他については大幅の削減をせられた点、国民の要望にこたえられた点、わが国会といたしまして、政府といたしまして、まことに適切な法案を審議いたしましたものであると思ひます。そのことは了承いたしましたわけでございます。これに伴ひまして今度の税法改正につきましては、やはり前の国会において審議した通り、所得税につきましても基礎控除の大幅に引上げられた点でありまして、これもまた當を得た次第であると思ひますが、この点についてもう一度認識を改めたいために、政府にお伺ひいたしたいと思ふ次第でございます。今度の税法の改正によりまして、特に不具者の控除を認められた、また老年者の控除を認めたとする点につきましては、まことに進んだ制度であると思つております。ただ基礎控除の点につきましては、二万五千円から五万円を上げられただけであります。これもまた他の控除がありますからという意味合いにおいて、三万円に上げられたのにすぎないかと思ふのでありますが、こ

の辺はどうかということをお伺ひいたします。

二番目は、扶養控除を上げておりますが、本人が不具者であつた場合にはもちろんのこと、本人の分も一万五千円引けるというのを聞いておりますが、實際をういうふうに考えておられるかどうかということをお伺ひ、一つは学生等におきまして、やはり勤労学生等の自分の所得の中から、五万円以下のものについては一万五千円を認めるというふうに考えておりますが、これは同じものでありまして、二重に引けるものであるかどうかということをお伺ひいたします。

○平田政府委員 不具者控除につきましては、扶養親族の控除と同額の控除を従来から行つていたしております。今度も一萬二千円の控除額を一万五千円に引上げることにいたしましたのでございます。そういたしましたので、この控除はもろもろ本人が所得者である場合におきましては、基礎控除とダブルで控除するわけでありまして、三万円の基礎控除のほかに、不具者控除をいたしまして、一万五千円の控除をいたすわけでございます。

それから今回新しく認めました老年者控除、未亡人の控除、学生の控除、これらの場合も同様でございます。本人の所得から基礎控除の三万円を引きまして、そのほかにそれ／＼條件に該当する場合におきましては、一万五千円の特別控除を行つたというのとに相なるわけでございます。従ひましてこれらの條件に新しく該当する人の場合におきましては、それだけ一般の場合に比較しまして、負担がよい

に減るということに相なるかと存じます。

○三宅(剛)委員 今の主税局長のお話によりまして承りました。まことによい制度を実施するわけでありするが、これによりまして相当減税になると思ひます。その点の間資料をいただいたと思ひますが、それについての御説明を少しくしていただきたいと思ひます。

○平田政府委員 これはお手元に昭和二十六年年度租税及び印紙収入予算の説明、こゝに相当分厚いガリ版のものを配りいたしております。この第三枚目のところでございますが、昭和二十六年年度税制改正による事項別増減収額という表が掲げてございまして、これに相当詳細にそれ／＼計算を示しております。まず未亡人の控除におきまして、源泉所得税で二億八千六百万、申告で二億二千九百万、合せまして五億五百万、老年者の控除と同じく源泉で二億八千三百万、申告で二億一千七百万、合せまして五億、勤労学生控除でやはり源泉で二億九千三百万、申告で二億四千四百万、合せまして三億一千七百七十万、こゝに減少に相なるのでございます。

○三宅(剛)委員 ただいまの御説明でたいへん減少いたしましたわけでありす。私はもう一つつたんだことを申し上げて失礼であります。基礎控除は二万五千円から三万円になつたわけだといふよろしいと思ひますが、地方などに参りますともう一段と下げてくれといふ話がある。この前も主税局長の言われまして、この前も主税局長の言われまして、基礎控除のほかに扶養控除などがあるから、それをいれると九万円内外減るから心配

ないということでありす。もちろん農村等へ参りますとこゝういふこともけつこうであります。ただ中小企業等については、もう少し考え方を広げてもらいたいという陳情があるわけですが、これに對して政府といたしまして何か考えを持つておられますか、承りたいと思ひます。

○平田政府委員 基礎控除額をどうするかという問題は、これは所得税の税率をきめるのと同じように、所得税の課税の上におけるきわめて重大な問題でありまして、私もいろいろ見地から研究いたしております。これは、前から申し上げておりましたことは、前二つはやはりこれは国民の必要な生活費の事情を考慮に入れなければならぬと同時に、いま一つは全体としての財政収入の必要性、並びに所得税の収入でどの程度期待せざるを得ないか、そういう財政需要の方面にとらみ合せまして、そのときとして妥當な控除額をきめるよりほかはない、こゝういふうな大體の考え方の結論にいたしておるのであります。そういたしまして、以上の見地から申しますと、单身者の場合につきまして年額三万円の控除にいたしますれば、これはこの生活費の事情からして十分だとは申し上げにくいと思ひますが、従来に比較しますとよほどよくなつて来るというように見ております。それでこの額を、絶対に幾らでなければならぬかという理論的な算式といふものは、なかなか出て来ないようでありまして、私もよく家計調査等に現われました国民一般の平均的な生活の高さ等を参考にいたしまして、そのときとして妥當なものを選びたいと思ひます。

○平田政府委員 基礎控除額をどうするかという問題は、これは所得税の税率をきめるのと同じように、所得税の課税の上におけるきわめて重大な問題でありまして、私もいろいろ見地から研究いたしております。これは、前から申し上げておりましたことは、前二つはやはりこれは国民の必要な生活費の事情を考慮に入れなければならぬと同時に、いま一つは全体としての財政収入の必要性、並びに所得税の収入でどの程度期待せざるを得ないか、そういう財政需要の方面にとらみ合せまして、そのときとして妥當な控除額をきめるよりほかはない、こゝういふうな大體の考え方の結論にいたしておるのであります。そういたしまして、以上の見地から申しますと、单身者の場合につきまして年額三万円の控除にいたしますれば、これはこの生活費の事情からして十分だとは申し上げにくいと思ひますが、従来に比較しますとよほどよくなつて来るというように見ております。それでこの額を、絶対に幾らでなければならぬかという理論的な算式といふものは、なかなか出て来ないようでありまして、私もよく家計調査等に現われました国民一般の平均的な生活の高さ等を参考にいたしまして、そのときとして妥當なものを選びたいと思ひます。

○平田政府委員 基礎控除額をどうするかという問題は、これは所得税の税率をきめるのと同じように、所得税の課税の上におけるきわめて重大な問題でありまして、私もいろいろ見地から研究いたしております。これは、前から申し上げておりましたことは、前二つはやはりこれは国民の必要な生活費の事情を考慮に入れなければならぬと同時に、いま一つは全体としての財政収入の必要性、並びに所得税の収入でどの程度期待せざるを得ないか、そういう財政需要の方面にとらみ合せまして、そのときとして妥當な控除額をきめるよりほかはない、こゝういふうな大體の考え方の結論にいたしておるのであります。そういたしまして、以上の見地から申しますと、单身者の場合につきまして年額三万円の控除にいたしますれば、これはこの生活費の事情からして十分だとは申し上げにくいと思ひますが、従来に比較しますとよほどよくなつて来るというように見ております。それでこの額を、絶対に幾らでなければならぬかという理論的な算式といふものは、なかなか出て来ないようでありまして、私もよく家計調査等に現われました国民一般の平均的な生活の高さ等を参考にいたしまして、そのときとして妥當なものを選びたいと思ひます。

○平田政府委員 基礎控除額をどうするかという問題は、これは所得税の税率をきめるのと同じように、所得税の課税の上におけるきわめて重大な問題でありまして、私もいろいろ見地から研究いたしております。これは、前から申し上げておりましたことは、前二つはやはりこれは国民の必要な生活費の事情を考慮に入れなければならぬと同時に、いま一つは全体としての財政収入の必要性、並びに所得税の収入でどの程度期待せざるを得ないか、そういう財政需要の方面にとらみ合せまして、そのときとして妥當な控除額をきめるよりほかはない、こゝういふうな大體の考え方の結論にいたしておるのであります。そういたしまして、以上の見地から申しますと、单身者の場合につきまして年額三万円の控除にいたしますれば、これはこの生活費の事情からして十分だとは申し上げにくいと思ひますが、従来に比較しますとよほどよくなつて来るというように見ております。それでこの額を、絶対に幾らでなければならぬかという理論的な算式といふものは、なかなか出て来ないようでありまして、私もよく家計調査等に現われました国民一般の平均的な生活の高さ等を参考にいたしまして、そのときとして妥當なものを選びたいと思ひます。

次第でございます。なお今お話の通り、むしろ実際の免税点は世帯主で扶養家族のいるものが大部分でございますから、扶養家族の控除金額につきましては、一割五分の控除でございますが、この控除を入れたのが実際の免税点でありまして、この免税点につきましては、すでにお手元に配りました税制改正に関する要項というプリントの一番最後のページに掲げてあるのでございまして、給與所得の場合は五人世帯、つまり本人のほか扶養親族が四人いる世帯の場合は、現在が八万五千八百八十三円の免税点ですが、これが改正後におきましては十萬五千八百八十三円ということになりまして、普通の世帯でありましたら、給與所得者の場合は十萬円まではかからないということになります。と同時にこれとはほぼ同額を、かかる人につきましては控除するわけでありまして、従いまして三万円という基礎控除だけを考えますと低いようでございまして、実際の世帯ごとの免税点というものは、もつと高に高いところにあるということを御了承願いたいと思ひます。事業所得の場合におきまして、四人の場合ですと現行が七万三千円が、今度は九万円になります。農家の場合なんかにありますと、扶養親族五人の世帯が大部分でございますが、現行が八万五千円の免税点が十萬五千円になりました。従つて農家は今度の改正によりまして、納税者数がやはり相当減るようでございまして、今一応見ております納税者数が改正でどうなるかということをお、ちよつと御参考までに申し上げておきますと思ひますが、一番所得が戦後重くなりましては二十四年、ドッジ政策

に基く超均衡予算と言われておりましたときで、物価騰貴その他があつたにかかわらず、税法の改正を行つた結果、相当所得税の負担が重くなつておる年でございまして、そのときと二十六年度の改正後の見込み人員とを比較しまして申し上げますと、まず農業所得の納税人員が二十四年度におきましては三百二十九万三千人、それが今度の改正におきましては、百八十三万七千人程度に減ると見ております。これは半分まで行きますが、約六割くらいに納税者がなつてしまふ、四割減減るといふ見込みであります。営業者の方も若干小さい営業者がございますので減りますが、二十四年度が二百二十四万五千人でございまして、二十六年度の見込みは百八十九万五千円程度に減少する。それからその他の事業者、これは漁業家とか医者、弁護士といったような事業者であります。二十四年度が六十五万一千人、二十五年度が六十四万二千円、その他のいろいろな不動産所得とか、配当とかあるいは給與所得の一定所得以上の上の申告者、そういうものを含めまして、今の合計しまして、申告納税の納税者の総体が二十四年度は七百五十六万六千人でございましたが、二十六年度にいたしましては、四百六十八万五千円程度に減少する見込みでございます。これはいづれも二十五年度の改正と二十六年度の改正で、基礎控除、家族控除等の引上げによりまして、所得が増加したにかかわらず、納税人員がこのように顯著に減ることになつておるのでございまして、それから給與所得者の納税人員は、これはな

かなか正確な調査はわかりにくいのでございまして、納税義務者として申告された者の毎月平均によつてやつておりますが、それによりますと二十四年度は千六百六十一千人、それが二十六年度におきましては、千六百二十二千人ぐらゐに減りました。所得税全体で二十四年度は千九百六十六万一千人ありまして、二十六年度の見込みといたしましては、千五百三十三万七千人程度に全体として減少する、こういう大体的見込でございまして、これは所得がある程度増加したにかかわらず、それ以上に基礎控除や扶養控除の引上げがありまして、結果的に納税者が減少する。このように見た結果の数字でございまして、これを申し上げておきたいと思ひます。

○三宅(則)委員 今の局長のお話によつて大分よく承知しましたが、こういうことを地方をまわりますと言われまゝ。確かに自由党あるいは政府はたいへんに減税だといつて喜ばれておる。しかしながら水増し課税をするのじやないかといふことを心配しておる。こういうことを言われまゝ。私は断じてそんなことはない、こういうふうにお考へておりますが、一体政府はどういうような方針で指示しておりますか承りたい。

○平田政府委員 もう三宅さんとはたびたび申し上げております通り、水増し課税という風評があるかも知れませんが、私どもはあくまで所得は税法に従つて正しい所得を計算する、それが実は唯一の基準にならないうことは、えども何ら基準でないといふことは、前々から申し上げておる通りでございます。各個人の納税義務者と税務署との間におきましまするべき基準は法律でございまして、その法律の政府側の解釈は、いろいろ細かい通達等を最近公表しております、明らかにいたしております。この解釈は納税者が異議があれば訴訟で争うことができる。政府としては一応こういう解釈にしておいて、事実を調べてその事実を法律で定めてみますと、おのずから所得が出て来る、こういうふうになるべきものであります。私どもそれ以外の見地から所得を査定すべきでないと思ひて、全部実額調査ができないような場合が従来ありまして、従いましてそういう場合におきましては、ある程度調べのついた納税者と比較勘衡の方法によりまして、一種の課税をやつていたわけでありまして、これは昔からやつていた方法でありまして、ある程度認められて来たわけでございますが、その基礎が十分でないというやうな非難は、確かに従来相当あつたやうでございまして、でございまして、その点につきましては、最近特に勉強することにしたしまして、営業所得者等につきましては、今年から少くとも四割程度は実額調査をする。つまり実地につきましては納税者の収入調査をする。帳面がない場合におきましては、その営業の実態をよく調べて、できる限り個別に、妥協な所得を把握するといふことに努力することにしたしまして、今年はそのやういふ方向で相当成績が上がるやうに見受けております。今月、来月、再来月等の間に、そういう問題が實際問題としていろいろ表面に出て来るかと思ひますが、そういう方向でよく勉強しておるやうであります。

それから農業所得の場合には、農家について一々帳面を調べることができませんので、御承知の通り標準率と申します。大体反当りの收穫量は供出の關係その他に基きまして、なるべく正確なものを調べ、それに対して一石当り幾らの収入、いわゆる所得の標準率、これも各地域ごとになるべく妥協なものをとりまして、それを公表いたしました。できる限り申告で納まるやうなことをいたしております。この標準率のつくり方につきましても、大分二十二年、二十三年あたりは問題がございましたが、二十三年でございまして、全部やり方公表いたしました。やり方結果、最近ではよく団体等の話し合ひも円滑に行きまして、よく行つていふやうに見受けられます。こういう方法によつて、さつき申し上げましたやうに、なるべく政府といたしまして、的確な所得を把握することに努めまして、それによつて課税の適正を期するやうにして参りたいと思つております。

○三宅(則)委員 今平田局長よりたいへん耳寄りな話を聞いたわけでありまして。私どもは実額調査を行うことはかねてから申しておるところでありまして、去年までは二割ないし三割まで行つたといふ話であつたのであります。しかるに本日は四割程度を営業者について見る、こういうたいへん進歩したことでありまして、これは確かに必要なことと思ひます。実は私は昨年の八月地方へ参りまして調べてみたが、大体一割五分から二割まで行かないと言つておりました。本年はおつしやる通り四割までおやりになるという

ことでありまして、四割までやればたいへんけつこうな話であります。私は二十四年と比べまして、二十五年はよくなり、二十六年はさらによくなるであろうというふうに見えておりますが、はたして局長の言われるところまで行きましようか、どうでしうか。その点を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 今のお話について、こまかいところはまた國稅庁からお話があることと思ひますが、私どもも方針はよく知つておりますので申し上げます。今年は法律案におきまして、申告納稅の時期を一月延ばしまして、二月にいたしました。そういう關係もありまして、調査期間が今までよりも幾分延びております。それと稅務官吏も、やはり年を経るに従ひまして、熟練者が大分ふえて参りまして、相當營業者の實態につきまして調査し得る経験者が、増加いたして参つたのであります。最近開きました報告によりまして、四割くらいのところまでは、大丈夫に行けようというところで勉強しておるようであります。東京あたりにおきまして、大體調査はつきまして、申告につきましては稅務署に呼び出して、できる限り事前相談をやるというところまで行つておるようであります。その点につきましては、従来に比較いたしまして、よほど私は改善はかり得るのではないかとこのことを期待いたしております。

○三宅(則)委員 それではもう少しお伺いたしますが、かつて大蔵大臣並びに吉田首相は、特に発言を求めて、稅制はきわめて親切に取扱う、ことに重大問題は議和と税金である、こういふふうに言われたわけでありまして、

もつともな話であります。税につきまして、ぜひとも國民のために安當な決定をしたいということ、われ／＼これにしまして当然だと思ひます。これについて、大體八割程度は申告を是認し、二割くらいを更正決定するといふ線を出さうというのを、言明されたと思ふのであります。言明されたと思ふことがまことに必要であると思ふ。二十四年あたりはむしろ更生決定の方が八割、申告が二割くらいでありまして、本年は總理の言われたように、大體にそういふ線を出させるべく調査を進められておると思ひますが、はたしてそうであるか。本委員會において、ひとつ主稅局長から御発表願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 今のお話のような、更正決定が八割で申告が二割といううなことはなと思つております。特に申告を多くするということまで全力をあげてやつておるのではありません。申告は累年多くなつております。二十五年分といたしましては、これはいい意味の目標だと思ひますが、大體申告税の見込みの税額の八割くらいは、申告で出て来るといううなことを一つはねらいといたしまして、極力申告の成績がよくなるように、今努力いたしておるのではありません。一つの目安でございまして、あまりむずかしい数字ではないというのを御了承願ひたいと思ひます。できる限り調査いたしまして、納稅者ともよく話をつけまして、申告で所得税が、正しく課稅標準が申告され、納まるように持つて行くといふことで、非常に努力しているのをごさいます。

○三宅(則)委員 地方をまわりまして、よく承ることであります。かつての稅法は戰時立法でありまして、所得は全部合算するといふことであつたのであります。これを除こうといふことで、少くとも給與所得につきましては、所得者ごとになつたわけでありまして、今回の改正によりまして、親族でも妻以外の者は全部合算からははずす。こゝろの意味でございまいしうか。その辺を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 合算の制度につきましては、お話の通り従来は同居親族の分は、全部合算で課稅する方式をとつて参つたのであります。昨年からは部分合算をはずしまして、未成年者と妻の資産所得、それが一つ、それからもう一つは扶養親族として控除の申請をした者の所得、この二つを例外として合算することになつて、残つていたわけでありまして、その資産所得と申しましたのは、配當、銀行預金の利子、公社債の利子、そういう配當所得、利子所得並びに不動産の賃貸所得、地代、家賃、小作料といううな不動産所得、これだけは二十五年年度の改正におきまして、妻と未成年者の分だけは合算を残したのでございまして、しかし合算した方がいかにどうかは、各個人ごとに課稅を決定するといふ考え方をとりまして、いかうか問題が相當ございまして、それから合算します結果といたしまして、非常に申告等の際におきましてめんどうなことになる。税金の按分計算その他非常に問題があらますので、むしろこの際全部合算をやつた方がいじやないかといふことになりまして、今回の改正で所得税はすべて、その所得は各個人ごとに決定して課稅するといふ原則一本

にすることにいたしましたのであります。これは私ども少くとも簡素化には、相當役立つのではないかと考えております。

○三宅(則)委員 今のお話の通り、簡素化になることはわかりませんが、ただ悪い人がありまして、自分の所得を妻や子の名義に分散するおそれがあると思ひます。こゝろのうものにつきましては、どう考えられておりますか。従来はそういうものがあつたわけでありまして、今後なくなるといふお考えでございまいしうか。それとも何か方法がありまいしうか。

○平田政府委員 従来は実はそういう点も若干心配いたしまして、合算することにはいたしておつたのであります。意いたしたものであります。これはある程度まとめた資産を贈與、譲渡いたしまして、相続税がかかるのでございまして、妻の名義の預金といたしまして、その預金がほんとうに妻の預金である、自分の所得だといふ主張をしますと、やはり贈與税がかかつて来る。子供の場合も同様なことになりまして、相続税等をきつと課稅いたしまして、分割したような場合はやはり合算しないので、それ／＼分割課稅を認めてもいいのじやないか。この辺の弊害よりも、むしろさつき申しましたような手数の簡素化とか、あるいはほんとうに別所得の分は個人ごとに別々に課稅するといふ、この原則を適用した方がいじやないかと考えまして、合算をやめることにいたしましたのであります。

○三宅(則)委員 合算はやめることになつたことは承りました。悪

いものも少くなつて行くように、ぜひ相続税をとるやうにやつてもらいたいと思ふのです。

○平田政府委員 保險料の控除の制度はいろ／＼考えたのであります。インフレで保險思想が十分破壊されておりました。実は保險がインフレの犠牲を受けた一つの大きなものではないかと私ども考えております。この際保險思想の再建をはかつて行きたい。生命保險の形におけるものは、非常に長期資金になつておると思ひますので、資金の充實ができるというところは、全体として望ましいことではないか。ことに重点を置きまして、所得から保險料を控除する制度を新しく設けることにいたしましたのでございまして、この額をどうするかという問題は、なかく問題がございまして、最近の保險の實際の状況等から考えまして、二千円控除いたしますと、大體平均五万円くらいの保險金額まで、保險料控除が認められるといふことになるのであります。もう少し上げて十万円くらいまで控除したらどうかといふ説も確かにあるのをごさいます。ただ一方におきましては、相當歳入に響いて参りまして、二千円以上の保險料を拂ひ込んでゐる人の場合におきましては、保險料の二千円控除を認めますことは、基礎控除を二千円上げるのとまったく同じ効果

を持つわけでございます。従いまし
て、これがあまり多額なものになりま
すと、蔵人に相当大きな影響があつ
て、なか／＼むずかしい点がございま
すので、まず一般の大家の通常入る程
度の保険金というよりなところに目安
を置きまして、二千円くらいの保険料
控除にしたらどうかという考えであり
ます。これがはたして今後ともそのま
までいかどうかということになります
と、将来はおそらくある程度研究の余
地があるかと思いますが、今といった
しましては、この辺が妥当ではないか
という考えを持つておるわけでありま
す。

○三宅(則)委員 しかば次に、預貯
金等に対するところの課税の源泉選
択制度を認められるということであり
ますが、その税率を百分の五十という
ところに基準を置かれておるようであ
ります。その制度につきましても、局長
の腹はどこにあるかということをお聞
きしたい。

○平田政府委員 源泉選択の制度は、
実は税のシステムから行きますと、相
当重要な例外を認めたことになるので
あります。といいますのは、御承知の
通り所得税は全部総合して累進税率で
課税するというのが理想でありまし
て、あらゆる所得について総合課税を
行う。源泉で徴収いたしまして、そ
れは一応の所得税の前拂いにすぎない
ので、ほんとうはいつかは総合いたし
まして、源泉で納めた税金を差し引い
て所得税を計算する。結果におきまし
ては、総合累進課税の適用を受けると同
じ結果になるように、税ではすべて仕
組んでおるのでありますが、ひとり預
貯金等について例外を認めましたの

は、一つは、趣旨にも強調してありま
す通り、銀行預金等の総額が、実は戦
前と比べますと非常に顯著に減つてお
ります。金額から行きますとふえてお
りますが、貨幣価値の下落の点を考慮
いたしますと非常に少いのでありまし
て、実はその辺が金詰まりその他の
誘因だと私は思います。つまり全体と
して資金の量をふやす必要が多いの
で、そういう政策との調節をはかりま
して、例外を設けるということにいた
したのであります。その際に税率をど
の程度にした方がいかにということ
は、問題がございしますが、今まで
の沿革等を考えまして、五〇%の税率
がいいだろうという考えに至つたので
あります。と申しますのは、五〇%の
税率といたしますと、これは源泉選択
でかけつばなしでございますから、市
町村民税はかからなくなる。従つて所
得税の税率と市町村民税を加えた税率
とを比較して考えますと、課税所得金
額三十万円を越える所得の辺からは、
選択した方が有利であるという比較計
算に大體なるようでございます。今度
の新税法によりますと、課税所得三十
万円を越える者の限界税率は、所得税
が四五%、それに一八%の市町村民税
が加わりますので、最高の限界税率は
五三%くらいの負担になるのでありま
すが、それ以上の所得者はそれよりも
高い税の負担を受けるわけございま
す。しかしまずその辺のところを押え
まして、その辺からは選択した方が有
利であるというようになるのでござい
ますが、その辺のところを税率をきめ
たらどうかということ、五%にいた
したわけでございます。従いまして、
それ以上の所得者は預金の選択をや

りまして、幾分でも預貯金等をふや
す。ことにタンス預金等が預貯金の形
でふえて参りまして、それが有用な資
本として働かせることができることが、この
際緊要にやないかということを考えま
して、税の理論から行きますと例外で
ございしますが、このような例外を認め
ることにはいたしたわけでありま
す。

○三宅(則)委員 私はかねてから言つ
ておるのでありますが、前の税の改正
のときもたいへん下つたようでありま
す。ただ下らないのは三十万円ないし
四十万円程度のところが下らなかつ
た。これを大幅に減税したいというのが
われ／＼の趣意でありましたが、今度
階段を設けられまして多少下つたよう
であります。もうちよつとよけい下
げてもらつた方が、われわれ中堅階級
としては最も望ましいであらうと思
つております。その辺の構想を承りた
いと同時に、また三十万円以上の所得
に對しまして五〇%となつております
が、これはもう少し幅を広げた上で、
五〇%にしてもらつた方がよろしいと
思いますので、その辺の構想をもう一
度承りたいと思ひます。

○平田政府委員 税率につきまして
は、前の国会でもいろいろお答えいた
したのでございしますが、御指摘の通り
二十五年の改正で税率が比較的軽
ならなかつたのは、実は二十万から
三十万、四十万、五十万の程度のと
ころでございます。従いましてこの辺の
税率はいかにも高過ぎる。労働者とい
えども、ちよつと超過労働をやります
と、二十万くらいの課税所得になつて
しまふ。船員の方などの陳情を大分
受けたことがありますが、加算を受け
るとすぐ二十万円以上になる。その程

度の所得でございしますので、なるべく
この辺は税率を下げるというところで
私も考えたのでございまして、結果
から申しまして、これで十分であるか
どうかということ、いろいろ御意見
があるかと思ひますが、この課税所得二
十万円の場合におきまして、今は百分
の五十でございしますが、これが改正案
によりまして四十に下りますから、ま
あ十だけ下つて来る。今の税率は五十万
円を越える金額のところは百分の五十
五でございしますが、この辺は百分の五
十になる。こういう改正を行うことに
よりまして、二十万から五十万くらい
の所得税の納税者の負担は、昨年と違
いまして本年は相当減るようござい
ます。これではたしていかどうか、
これはいろいろ御意見もございしまし
うが、基礎控除三万円、扶養控除一万五
千円、それから所得税全体の負担とい
うことを考えますと、まず今年として
はこの程度の税率が妥当ではないかと
考えております。たとえば給與所得に
おきまして、月額三万円、扶養家族
が奥さんと子供三人、つまり四人の所
帯であります。現行法によりますと
七千七百九十一円の負担ですが、改正
案によりますと五千九百七十四円にな
り、千八百七十四円の減税になり
、二割四分程度減るのでございします。
昨年はこの辺はあまり減らなかつたよ
うでございまして、ことに市町村民税
がかかつて来た関係がありまして、所
得二、三十万円のクラスは家族が少い
と案外負担がふえるという例もあつた
ようでございますが、本年はお話のよ
うな趣旨を極力取入れることにいたし
まして、このような改正案にいたした
わけでございます。市町村民税も本年

は標準税率の一八%はすえ置きとい
してありますので、昨年みたいなこと
がなくて、所得税の負担は實質的に相
当下るといふように考えておるので
ございします。

○三宅(則)委員 今のお話によりまし
て、三十万円内外あるいは四十万円程
度のところが、大幅に減税になつたこ
とは事実です。昨年あたりは地方をま
わつてみましても、かえつて上つてお
るじやないかという陳情をたび／＼受
けてまして、私は困つた。この事柄をこ
の前の国会に申し上げたところ、幸
いに政府といたしましても原案をつくら
れたわけでございますが、もう少し
この次の国会に至るまでに研究の余
地があるということ、この点はひと
つけたを預けておきます。

次にもう一つ伺ひますが、青色申告
につきましては十分よくなつて来まし
た。法人税につきましては、青色申告
をいたしておりますが、なお個人では
なか／＼青色申告はできません。なお
今度の改正によりまして、再調査及び
審査請求中のものは、青色申告に限つ
て差押え、公売をしないという線を出さ
れております。これはまことにけつ
こうでございしますが、もう少し線を
広げまして、善良な納税者に對しまし
てこの制度をぜひひとつ続行せしめた
い。審査請求中は公売をやらせると困
ります。まじめな人に對しましては、
もう少し範囲を広げたらどうかと思
うのであります。いかがでしようか
承りたい。

○平田政府委員 私、将来の理想はこ
ういう再調査、再審査の段階の際は、
公売等はさしひかえるように行つて行
けるようになることが、実は望ましい

は標準税率の一八%はすえ置きとい
してありますので、昨年みたいなこと
がなくて、所得税の負担は實質的に相
当下るといふように考えておるので
ございします。

○三宅(則)委員 今のお話によりまし
て、三十万円内外あるいは四十万円程
度のところが、大幅に減税になつたこ
とは事実です。昨年あたりは地方をま
わつてみましても、かえつて上つてお
るじやないかという陳情をたび／＼受
けてまして、私は困つた。この事柄をこ
の前の国会に申し上げたところ、幸
いに政府といたしましても原案をつくら
れたわけでございますが、もう少し
この次の国会に至るまでに研究の余
地があるということ、この点はひと
つけたを預けておきます。

次にもう一つ伺ひますが、青色申告
につきましては十分よくなつて来まし
た。法人税につきましては、青色申告
をいたしておりますが、なお個人では
なか／＼青色申告はできません。なお
今度の改正によりまして、再調査及び
審査請求中のものは、青色申告に限つ
て差押え、公売をしないという線を出さ
れております。これはまことにけつ
こうでございしますが、もう少し線を
広げまして、善良な納税者に對しまし
てこの制度をぜひひとつ続行せしめた
い。審査請求中は公売をやらせると困
ります。まじめな人に對しましては、
もう少し範囲を広げたらどうかと思
うのであります。いかがでしようか
承りたい。

と考へておるのでございすが、現在の実情から申しますと、なか／＼今、全般的にこのようにならうに行きますのは、少し困難だろうと考へております。しかしとにかく青色申告書の場合におきましては、みずからちゃんと帳簿をつけて、その帳面に基きまして自分分は正しい所得の申告をするのだというように、一応推定できるような納税者がございしますので、こういう納税者の場合につきましては、異議がある、文句があるという場合には公売、差押え等を行わない方がよいのではないかと考へておられます。従ひましてこれは法律上できないという法律上の制度にいたしておるわけでありまして、一般の納税者の場合におきましてはこの規定がないから、しかば何でもかんでも差押えを公売するかと申しますと、必ずしもそれは行かないので、お話のような点については、今の段階では運用の面において、でき得る限りの配慮を加へることにいたしておきます。法律上できないというように申すのは、まだ行き過ぎじやないか、かように考へております。

○三宅(則)委員 今のお話はまことによい制度であると思つたのでありまして、了承いたしました。私はかねてからもうそうでありまして、また押し問答になるようであります。大体納税者が納得するようになつて参りました。ただむやみやちやに更正決定をせられると困るのでありますが、今度の法律で申告の時期が二月に確定申告をする関係から、更正決定は実は三月になるのではないかと考へております。

が、そういったしますと、更正決定をしたものは、四月もしくはその以後において納入するような段階になりはしないかと思つたのであります。そういったしますと予算面等につきまして、どういふふうに影響いたしますか。また締切りが一箇月遅れるという場合もありまして、この点について納税者の便益をはかりますために、税務署その他を奮励されまして、なるべく更正決定を早くすると同時に、また異議のあつた場合には早く見えてやつてききたい。この前の国会において、異議のあつた場合には再調査を三箇月以内にやるといふ線を強く出したわけでありまして、そういったしますと、更正決定を三月出すということになりまして、四、五、六のうちに再調査は完了する予定でありまして、その辺をひとつ承りたい。

○平田政府委員 今お話の通り、本年といたしましたはなるべく申告主義と申しました。か、申告で目的を達するようには納税者の協力を求めると同時に、役所もそういう態度で極力指導して行くといふことを第一義にいたしておきます。しかしなか／＼そういう原則通りに行かぬ場合もありまして、それからある程度の更正決定はいたし方がないと思ひますけれども、これをできるだけ少くするといふ考へ方ではないのであります。しかも更正決定をやります場合におきましては、実額調査に基きまして更正決定をする考へであります。青色申告書等につきましては相当地面の調べがございしますので、あまり急いで決定しない。慎重に調査し、慎重に納税者と話し合ひました上で、

どうにも見解の相違があるという場合には、やむを得ず更正決定をしなければならぬ場合があるかもしれませんが、十分な手数をかけまして、遅れもやむを得ないといふ考へ方であるのであります。そういったしまして更正決定いたしました場合の審査の処理でございすが、これは実は二十五年に設けました協議団というのが、今年からほんとうは動き出すことになりまして、今までも動いておりましたが、所得税につきまして全面的に動き出すのは今年からであります。この運用をうまくはかりまして、極力迅速かつ適正審査のできるように努めたい。このやうな意味で二十五年分の所得税を協議団がどうさばるか、これを十分御監視願ひまして、うまく行くように御鞭撻願ひたいと思ひます。

○三宅(則)委員 私はこの前も他の委員会でも聞いたことですが、本委員会でもぜひ聞いておかなければならぬ事柄は、所得税法は平田さん御承知の通り難解です。これを理解するのは非常に困難である。普通の人は読むだけでもめんどろで、読めないといふことになつております。こういうやうなむづかしい法律は、専門家、たとえば税務代理人とかあるいは役所の人とか、あるいは特殊の研究家といふものにおまかせしておいて、大体の筋書きがだれでもわかる、こういうふうな簡素化せしめるために、條文を第三章とも行きますまいが、今の十分の一くらいに縮めて、一般の人にわかるように書きかえて、それを一般の普及版として出す、こまかいものは本冊で読む、こういう制度を設けられたらどうかと思ひ

ますが、政府はどういうように考へておりますか。

○平田政府委員 お気持はまことにごもつともなことだと思ひますが、税法は実はだん／＼むづかしくなりました。改正すればするたびにむづかしくなるといふ御非難を受けて、私も恐縮に思つております。これはやはり国民の権利義務に關する重大なものでございまして、さつき申しましたやうに、やれ水増しだ、やれ何だといふうなことをあくまでも拂拭いたしまして、あくまで法律に基いて納得して納めさせるということにいたしますためには、どうしても法律はこまかくならざるを得ない。今回も新しく未亡人控除とか勤労学生控除とか、いろ／＼控除制度を設けましたが、これだけでも実は税法は複雑になるのでございまして、やはり公正を期しようと思へば複雑になり、あまり複雑になるとまた文句が出て来まして、運用上適當にやつたらどうかといふことでもあります。これまたおもしろくありません。戦後の流れ、傾向といたしましては、ある程度むづかしくなりまして、法律としましてはしつかりしたものをつつておきまして、紛争の余地を極力少なからしめて、法律によつてきちつと納税し、徴税して行くといふようにせざるを得ぬのじやないか、このように考へております。ただお話の点はまことにごもつともでありますので、別途に法律のほかにできるだけ適切な、わかりやすい解説書等をつくりまして、それによつてわかるようにいたしたい。今国税庁でそういう計画をいたしております。外国におきましても、税法はわかりにくい、専門家でなければ

わからぬというように言つておられるのであります。そこで役所で無料な解説書等をつくりまして、普及をはかるようにしたいといふ考へでござい

ます。法律自体は、お話の趣旨に従ひまして簡素化すべきものは極力簡素化する。たとえば合算の廃止、これは實際簡單になりました。申告書などもこのために非常に簡單になりました。そういうふうにするべきことはもちろん十分やりました。御期待に沿うやうにいたしたいと思ひます。しかしそれでもやはり税法といふものは、相當むづかしいものにならざるを得ないのでありますから、今申し上げた方法で、極力そういう欠陥を補つて行くやうにいたしたいと考へておる次第であります。

○三宅(則)委員 私は皆様にお許しを得まして、もうちよつとお願ひしたいと思つたのです。実は私の年末の主張でありますところの、税のとり方を公平にするために、各地に税の税簿といふやうなものを制定してもらいたい、こういう希望を持つておる。この事柄はこの前の国会でも申したことでありますが、移転をいたしますと、東京都におきましてはその移転先に申告をすると思ひますが、申告の未完了のときにおきましては、二年、三年と脱税になつておる場合があるのであります。こういう場合を除きますためには、やはり税簿といふものを米の配給と同じやうに、どこへでも持つて行くやうな制度にしたらよろしいと思つたのであります。たとえば日本橋におりました者が品川へ参りますときには、品川

へ持つて行くというふうにしたらどうかと思うのであります。これにつきましては多少経費もかかることでありまして、今度は地方税も加えて各税務事務所というものができましたから、それと連絡をとりますならば、税務署というものは完備できるように考えられるのであります。私の主張でありますところの税務署につきましても、どういふふうな考へておられますか。この際明敏なる局長から御答弁を承りたい。

○平田政府委員 三宅さんの御意見はたび／＼拜聴いたしまして、実はそれに対して私もたび／＼お答えいたしたのでございます。なか／＼いい着想だと思ひますけれども、さて具体的にどういふふうな計画して行くかという事になりますと、またなか／＼問題があつて、簡単にいふことも多いのでございまして、それで所得税等につきましては、もちろん住所を所轄する税務署に調査等というものが現在あるものであります。移動しますと調査等をそれ／＼移動先に送りまして、移動して行くということになつております。三宅さんのお話はそういう組織を納税者でない者にまで全部つくつて、完璧なものにしたらどうかという御案だと思ひますが、確かに一つの案だと思ひますけれども、実行にあたりましては、なお研究した上でないと、簡単にそのままであるかどうか問題が多からうと思ひますので、よく御意見を承りまして研究してみたいと思ひます。

○三宅(剛)委員 実は私の心配いたしておりますのは、協議団が今度でき上つて実施に移るわけでありまして、

昨年の協議団の状況を見ますとあまり活発でなかつた、こういうふうには承して承しておるわけですね。今度は再調査を早く済ませまして、協議団に持つて来るということになりますれば、場合によりまして相当数が協議団に無い込むかと思ひます。そういういたしますと協議団は、関東信越等にいたしまして、各市に分店と言ひますか出張所があるわけでしょうが、時間的に間に合ふか合ふぬか。あるいは再調査の方は税務署でできますから、残つた重要問題だけを協議団にまわすから、さしつかえないというふうな意味でありましようか。この点について承りたい。

もう一つ申しますならば、やはり協議団員は熱心な人と思ひますが、業種団体もしくは地方の町村長、その他の有力な人の意見がある程度加味して、しかる後に協議団の制度を実行したい。また一方から考えますと、税務代理士等の意見もよく聞いた上で協議団の人が決定する。こういう制度を実行してもらいたいと思ひますが、今どういふような状況になつておりますか。本年度の協議団に對する構想を承りたい。

○平田政府委員 協議団は先ほど申し上げました通り、二十五年度からつくりましたが、本格的に動き出しますのは、実は二十五年度分の所得税からだと思ひます。しかし最近までにある程度の実績を上げておりました。去年の十二月三十一日現在国税庁に集まりました報告によりまして、協議団が引受けました件数が所得税で二千九百二十六件、そのうち納税者の要求をいれまして、全部取消いたしましたのが二十六件、それから納税者の要求をいれ

まして二部取消し、減額いたしましたのが千二百二十二件、それから納税者の主張を理由なしにいたしました却下いたしましたのが六百七件、合せて千八百五十五件を十二月三十一日までに処理いたしております。残りが千七百七十一件でございます。おそれるその後着々やつておると思ひますが、所得税につきましてはさよな成績を上げております。法人税につきましては、全体の引受けが四十四件、これは全部取消しはなくて、減額が六件、棄却が八件、計十四件処理いたしました。三十件残つております。これはおそれる法律問題等で、少しむずかしい問題が残つておるのではないと思ひますが、そのような成績を上げております。協議団の構成につきましては、昨年の国会でいろ／＼とお話を申し上げ、一応御賛成を得て実行いたしておるわけですが、これは何と申ししてもまだ生れたばかりでありまして、今試験台にあるわけでありまして、もう少し成績を見ました上で、お話のようなことにつきましては、もちろん再検討いたすべきところは再検討いたしたいと思つております。しかし私は協議団に對しましては、納税者の味方であるという考えを十分持つて、適正な処理をする必要があるということに強調いたしております。そうしますと、この協議団に持ち込まなくても、持ち込む前に負けろやだというふうな問題は、税務署の方で片づけてしまふ。そういう間接的效果も大分あるのであります。協議団にかつたケースのほかに、そういうこともあるということをおあわせ考へて、協議団制度の功罪をよくくらん願ひますように、お願いいた

したいと思ひます。

○三宅(剛)委員 私の心配いたしますのは、調査部はいいのですが、査察部の方でまわつて来ますと、まことにぐあいが悪い。もちろん過去において相当もうけた人が今ごろになつて吐き出すということもあるもので、査察ということも必要かもしれませんが、今の段階から考えますと、調査はけつこうですが、査察というものはある程度で打ちつたらいののではないかと思ひます。インフレもだん／＼収束いたして参りましたし、経済も平常化せんとすると、査察部が摘発に参りました結果、その会社がつぶれるようなことがあつては経済再建上おもしろくない、こういう観点のもとに、政府といひましては査察部を廃止いたしまして、調査部一本にするという勇氣と努力を持つておられるかどうか、承りたい。

○平田政府委員 査察部のあり方につきましては、いろ／＼御意見も出ておるようですが、申告納税制度の建前をとつておられます以上、やはりいろいろ特別な調査官と申しますか、特別な査察官の制度を残しておくことは必要だと思つております。特定の任務を與え、その任務に従つて責任を負わせてやらせるということになると、おのづから一生懸命になつてやるということになるわけでありまして、特に悪質の脱税者の調査摘発ということでは、一般の調査だけではむずかしい実例からいたしまして、査察官の調べで若干行き過ぎの点も確かにございしますが、非常にうまくやつてゐるケースも相当あるのであります。そういうのはやはり査察官としての権限を持たしてやらな

ければ、うまく行かないというのも多いのでございまして、やはりこういう制度は漸次運用につきまして、ますます巧妙にやるといふふうに行かなくちやいかぬと思ひますが、やはりううに十分注意を加へつつ、やはり残しておいてもつとに持つて行くべきも査察ができるようかと思ひます。税務の仕事は非常に広汎でございまして、やはりある程度専門的にわけましてやらせるということがどうしても必要でありまして、告発とか訴訟とかいうことになりまして、相当むずかしい法律問題等もございまして、一般の調査官だけではよく消化しきれぬ問題が多数あるのでございまして、そういう問題もございまして、やはりこういう制度は私は必要ではないかと考へております。ただ運用につきましては、よほど改善の余地がまだたくさんあると思つておりますが、そういう点は国税庁も大分勉強することになつておりますので、だん／＼よくなつて行くといふふうな考へております。

○三宅(剛)委員 本日はこの程度で終ります。私の心配いたしたところは、せつかく企業再建をいたそうというときに、ちよん切られるようなおそれがある。ですからよほど査察の人には注意を促しまして、あまり行き過ぎのないようになつてほしいと思ひますが、一体昨年はどのくらいの査察をいたしたのか、どのくらいの効果があつたかということはおわかりですか。おわかりであれば、どのくらいの件数で、どのくらいの資金と、現在どうなつておるかという点についてお答え願ひたい。査察の結果つづけるようなことになつても

困りますので、そういうことのないよう運用の妙を講ずるよう、政府も努力しなければならぬと思ひますが、昨年の実績を承りまして、あとの方の質問に譲りたいと思ひます。

○平田政府委員 私のところは国税庁から報告が来ておりますので、ひとつ申し上げますと、二十三年度が調査しました延べ件数が千三百五十三件、そのうち告発した件数が六十八件、二十四年度におきまして調査いたしました件数が千五百八十一件、それから告発した件数が百二十四、それから二十五年度は、これはまだ途中でございまして、たしか十二月の現在で思ひますと、調査しました件数が七百四十一、告発した件数が四十件になつております。それで査察によつてふえました税額は、二十三年度が加算税、追徴税等を入れて五十二億九千七百四十万、二十四年度が八十五億三千四百四十万、二十五年度が三十五億一千六百万、こういう実績になつております。

○宮澤委員 協議団の問題に關連してちよつとお伺ひしておきたいのです。行政法上は大体その決定機關であるところの官庁に対する異議の申出とか、あるいは上級官庁に訴願をやる、訴願をやつたあとには行政訴訟をやれ、法令違反はたまた行政訴訟をやる、こういうふうな訴訟上の区別をしないといふことは、訴訟をやつて来る人もある、協議団の方へやつて来る人もある、あるいはまたその書類がまづついているといふことで、これは一般の刑事訴訟法なり民事訴訟法では、そういう規定が嚴格にされておられますが、税法ではそういう規定が明

確になつていないのでありますから、こういう異議の申出とか、あるいは税が重いといふことについて、実施上の調査關係とか法令上の解釋關係について、何かまとまつた方法をとつておかないとまづつ場合があるのじやないか。その点當局ではどういふお考えを持つていられるか。

○平田政府委員 更正決定に対して異議がある場合においては、通常の場合はまず第一段階は、処分いたしました当該税務署長に対して再調査の請求をする。これが第一段階の手続でございます。それでその再調査の請求がありまして、その処分に対して不服がある場合には、上級官庁でありまして、この国税局長に対して審査の請求をする。これが第二段階。それで審査の請求の処分に対して不服がありまして場合には、これは訴訟に持つて行く。それで三月たちまして処分がない場合には、納税者はいつでもそれぞれ次の段階の異議の申立てができて、という規定にいたしております。従いまして一定の秩序は現在におきましても立ててゐるのであります。それから国税局長の調査官の調査によりまして決定したものは、これは再調査の段階はございせん、いきなり審査の請求ができる。それな、いづれも各税法によりましてその順序等は規定してあります。大体は明らかになつてゐる見込みでございますが、なおお尋ねの点が具体的にどういふ問題でございませうか、それと關連しましてお答えいたしたいと思ひます。

○宮澤委員 これを何か税を徴収する場合、督促する場合、そういうことをやはり徴税令書あるいは税の徴收關係のポスターの中に織り込んで、記載してあげた方が非常に便利だと思ひます。とることはかなり請求しないで、こういう場合はこういうことができるんだといふことは、新しい憲法上から考へても必要じやないかと思ひます。それから最近の新聞紙上にデイトラ式の整理方法を採用した、こういうことが出ておりますし、閣議でも問題になつたといふことを聞いておりますが、そうすると今までの徴收よりも有利な方法、徴收に便利な方法であるといふことになる、これはおそれくちよい／＼呼び出して調べることになると思ひます。こういう問題も一応整理にはいい方法かもしれせんが、年がら年中呼び出しては調べる、呼び出しては調べるでは、納税者には非常に迷惑な方法だと思ひますが、その点について調和ができるかどうかといふことを伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 今の方法は現在の国税徴收法のもとにおける運用の一つの方法としてやつてゐるものであります。これは別に制度に基いてむずかしい問題としてやつてゐるわけではございせんが、滞納の件数、滞納者が非常に多くなつてゐますので、各納税者に滞納税額を調べまして、その納税者に税務署に來てもらひまして、あとの滞納税額の納付計画と申しますか、それをよく相談しまして、理由がある場合におきましては、税務署側も相当納税者の話を聞きまして、それによつてその滞納税額の履行を確保しよう。納税者の方も安心して、はつきりいつ幾日までに拂へばいいといふことになりまして、それによりまして商売の仕方なり、金繰りのつけ方もできて來るといふわけで、こういう行き方は、ひとり役所だけの都合というよりも、むしろ納税者の方から言ひまして、便利な滞納整理の一つの方法ではないかと考へております。お話の通りあるたび／＼呼び出されてはかたがたきませんが、あるときに一定のことにつきまして話がつきますれば、そうたび／＼呼び出すこともなからうと思ひます。そういう点につきましては、もちろん役所として十分注意いたしまして運用の適切をはかりたいと思ひます。これは相當の効果を上げ得るんじゃないかといふふうに考へております。ただこの方法は、今若干テスト的にあつて、つちでやつておりました、模様を見てなるべく全国的に及ぼそうといふ考へでいるようでございます。

○宮澤委員 これも最近閣議で問題になつたところでございまして、滞納の滞納税額の問題ですが、これは整理の閉鎖勘定の問題ですが、これは滞納すれば一日でも閉鎖勘定に繰入れるものであります。それとも認定の範囲、行政官庁が現場で認定した後でなければ、この閉鎖勘定に入れないのかどうか。その場合に、非常にずる／＼かどうか。そういう方法をとつておると、そういうふうな方法をとつておると、ものもあると思ひます。また善意で拂へない方もあると思ひます。する者は嚴重に取調べる必要もあると思ひます。その閉鎖勘定の方法として何らかの規定を設けられておるのでしようか。それとも單なる行政上のお考えでしようか。

○平田政府委員 今の問題につきましては、実は国税徴收法の改正を近く提案すべく研究いたしております。お話を通りな／＼立法上、技術上むずかしい問題がございまして、まだ実は最後の案はつくり上げていないのでございまして、一定の條件のもとに分納を認める、それから一定の條件を備えた場合におきましては、利子税なり延滞加算税をしばらく徴收しないでおくといふような意味における一種のたな上げと申しますか、そういう制度を認めることにつきましては、目下実は具体案を練つておるところでございます。これはなるべく早く提出する見込みでございます。その際に詳しく御説明申し上げます。

○宮澤委員 もう一つ、税を完納した場合に、奨励金といふんですか、そういう金を交付して／＼納税をさせて行くといふことは、非常に興味あるやうに感じてゐますが、これも何か問題で問題になつたところでございまして、やうな奨励制度は、たとえば農村の供米のやうな場合でも、比較的成績を収めておる場合もあります。こういう意味で、奨励金制度は非常にいいやうに思ひますが、この点について閣議では大分問題になりまして、採用するやうなお話も漏れ伺つておりますが、この制度についてどういふやうな方法でやるか。その段階をちよつと伺ひたい。

○平田政府委員 今のお話のうち、もしもそういう制度が納税者個人に対しての制度でございまして、これは少しいかがであらうか。これは各税法におきまして義務として納めるものでございまして、個々の納税者に奨励金を出すといふたやうな考へ方は、少し行き過ぎじやないかと考へております。ただ納税組合とか市町村等、こういう団体でありまして、納税に關しまして非常に功勞があるといふやうな場合におきまして、その業績を表彰し、さらに

将来勉強してもらふ意味におきまして、一種の表彰を行つたらどうか。そういうことにつきましては、先般大蔵省といたしましても方針を決定いたしました、実行する運びに至つております。大体大臣賞が二十万円ぐらいでありますか、それとあと国税庁長官とか、国税局長とか、税務署長とか、一定の限度を置きまして、今申しましたような事項に該当する場合におきましては、一定の報奨金を副賞としまして交付しまして、表彰するようなことをやることにいたしております。

○宮腰委員 それからもう一点お伺いしますが、富裕税という制度は廃止すべき制度ではないか。これがためにいろいろの調査で、たとえば現金調査をされるという心配のために、多くの現金を銀行から引出しまして、タンスのこやしにさせているものもたくさんあります。また証券を調べられると富裕税をとられるからといって、証券を売却する。それがために証券の値上りができないというので、証券対策上非常に困つてゐる状態であります。こういうぐあいでは、この富裕税制度を全然撤廃しまして、所得の大きい人に対しては元の累進課税でやつた方がいいのじやないかと考へるのですが、政府は富裕税を廃止する御意思はありませんか。

○平田政府委員 これは前の国会でもたび／＼申し上げました通り、直接税のシステムの上における一つの大きな提案であつたわけでありまして。所得税の補完税として、財産課税たる富裕税の制度を採用する。ことにそれに関連いたしまして、所得税といたしましてはあまり高率な累進課税を行わない。

その反面、所得が資産の形に転化しまして資産所得を得るような場合におきましては、相当高率な課税をするという意味におきましてこの富裕税を起すというので、この制度は実は昨年の税制改革の直接税のシステムに関する重要な一点なのであります。

〔小山委員長代理退席、委員長着席〕

これがいかに悪いかは、確かに議論があると思いますが、私も二十五年から実行したばかりでございますし、理論的にも確かにすぐれた多数の長所があると思つておりますので、この際この税金をすぐやめるといふ考へはございません。しかし一ぺん改正いたしましても、相当な年限がたつた上で、よいかどうか、これは大いに検討の必要があるかと思ひますが、二十五年の税制改革の一つのポイントをなす点だということを、御了承願ひたいと考へる次第であります。

○夏堀委員長 本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時二十四分散会